

ブラヴィッシモ Web サイトサービス利用規約(約款)

第 1 条(適用の範囲)

1. 本規約は、株式会社ブラヴィッシモ(以下「当社」という)が管理運営する「TAZNE」・「Bravis Marketing Cloud」の利用及びそれらに付随する各種サービス(以下、総称して「本サービス」という)に関して定めたものであり、本サービスへの利用申込者及び利用者と当社との契約の内容とします。
2. 各サービスが個別に定める事項に関しては本規約に優先して適用されるものとするが、個別の定めのない事項については、本規約の定めに従うものとします。

第 2 条(本サービスの内容及び料金)

1. 当社は、利用者に対して、各サービスごとにサービスプランを提供いたします。
2. 本サービスの対価として当サービス約款または別途締結する契約等に基づき、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)上に記載された金額を当社に支払うものとします。
3. サービス内容に変更があった場合には、当該変更後に申込を行ったものに限り適用するものとします。
4. 利用者は、本サービスにより発生する対価の支払義務を負うものとします。但し、本申込書において、当社からの対価請求先として利用者と異なる法人・個人等を指定した場合(以下、当該法人・個人等を「対価支払者」という)、当社は、対価支払者による弁済を認めるものとします。但し、対価支払者が支払を行わなかった場合は、利用者が支払を行うものとします。
5. 前項の定めにより対価支払者が弁済を行なった場合といえども、それにより利用者の権利義務が対価支払者に移転するものではありません。
6. 利用者又は対価支払者は、本サービスにより発生する対価について支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から完済に至るまでの期間について、年 14.6%の割合(年 365 日日割計算)による遅延損害金を支払うものとします。

第 3 条(サービス申込と契約成立)

1. 利用者は、本規約に同意したうえで本申込書に必要事項を記入し、本サービスの契約を申し込むものとします。なお、利用者と当社の間で書面により、本規約と異なる事項を定めた個別契約を締結した場合は、当該個別契約の定めが優先されるものとします。

2. 契約は、前項の申込に対し、当社が必要な審査を行なったうえで、受理の告知、または本サービスの履行をもって成立するものとします。また、審査の結果不適当と判断した場合には、当社の 10 営業日以内にその旨を告げ、受理しないものとします。

第 4 条 (ID・パスワードの付与及び管理)

1. 利用者は、当社より付与される ID・パスワードの使用、変更及び管理について一切の責任を負うものとし、利用者と当社間での個別の定めがある場合を除き、当該 ID・パスワードを第三者に使用させ、もしくは貸与、譲渡、または担保に供することはできないものとします。
2. 利用者に付与された ID・パスワードにより本サービスが利用された場合は、それが第三者の利用であっても、利用者自身の利用とみなされるものとし、利用者は、いかなる事由によっても、その利用に係る一切の責任を負うものとします。但し、当社の責に起因する場合はこの限りではありません。

第 5 条 (権利義務の移転)

利用者は、当社の同意を得たうえで、関係会社等第三者に本サービスの利用権を譲渡できるものとします。但しこの場合利用者は、当該第三者に本規約を遵守させ、当該第三者が本規約に違反した際にはその責任を負うものとします。

第 6 条 (秘密保持義務)

1. 利用者及び当社は、本サービスに関連して知り得た相手方の営業上、技術上の秘密(契約の内容を含む)に属する情報(以下、総称して「秘密情報」という)及び個人情報等を、書面による事前の承諾なくして、本来の目的以外で使用してはならず、また第三者(本規約に定める再委託先は除きます)に開示・漏洩等しないものとします。なお、利用者及び当社は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。
 - 開示の時点で既に保有、または公知されたもの、及び開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)の責によらずして公知となったもの
 - 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
2. 本条の規定は、契約期間終了後も存続するものとします。

第 8 条 (著作権等の知的財産権及びその他の財産権)

1. 利用者と当社との間で別途締結する契約または本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報(その集合体を含む)に関する著作権等の知的財産権及びその他の財産権は、当社に帰属するものとします。
2. 利用者が当社に提供する写真・ロゴマーク・文書等で、利用者が従前から知的財産権を有するもの(以下「利用者財産権」という)の知的財産権は、利用者に帰属します。

第9条(利用者の義務)

1. 利用者は、その名称、住所もしくは請求書の送付先等に変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器その他の機器の調達、セットアップ及び接続等を自らの費用と責任において行い、技術水準等に適合するよう維持するものとします。また、電気通信設備に関する通信費、保守費等は、利用者が負担するものとします。

第10条(情報の利用)

当社は、本サービスにおいて利用者から提供された企業情報、ページビュー、その他利用記録等を集計・分析し、個人を識別・特定できないように加工したうえで統計データ等を作成し、これらを何らの制限なく利用できるものとします。

第11条(本サービス内容の非保証等)

1. 当社は、本サービスにおける品質や機能、または本サービスを通じて取得するその他の情報等に関して、その完全性、正確性及び有用性等につき、明示的であれ黙示的であれ、一切の保証を行わないものとします。また、本サービスにおいて利用者の利用に供されるデータベースその他一切の情報についても同様であり、利用者が本サービスを利用して行った活動の結果につき、一切の責任を負わないものとします。
2. 本サービスの提供または利用に関連して、第三者との間にトラブルが発生した場合は、当社は、当社の故意または過失がある場合を除き、かかるトラブルにつき何ら関与せず、責任を負わないものとし、利用者が自己の責任と費用をもって解決するものとします。

第12条(本サービスの変更、廃止、中断等)

1. 当社は、営業上その他の理由により、原則として事前に利用者に対する通知を行ったうえで、本サービスの全部もしくは一部をいつでも変更、追加または廃止することができるものとします。但し、緊急やむを得ない理由がある場合、事前の通知を行わないことがあります。

2. 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、利用者に対して何ら責任を負うものではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事象が終了し、本サービス提供が可能になるまでの間、事前の通知なく一時的に本サービスの提供の一部または全部を中断する場合があります。
 - 本サービスのシステムの保守点検を緊急に行う場合
 - 火災、停電、天災地変、通信事業者のサービスの停止、通信回線の障害その他当社の責めによらない事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - その他、本サービスの運用上当社が一時的な中断を必要と判断した場合

第 13 条(中途解約)

1. 利用者は、2 か月前までの通知および当社の同意を得ることにより、契約の一部または全部を中途解約することができるものとします。
2. 前項による契約終了の場合、当社は、利用者より受領済みの料金については一切返還しないものとし、また利用者は当社に対し、別段の定めがある場合を除き、契約で取り決めた料金の未了・未払分についての支払義務を負うものとします。
3. 中途解約について、別段の定めがある場合は、その定めが優先的に適用されるものとします。

第 14 条(紛争処理及び損害賠償)

1. 利用者は、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。
2. 利用者が、本サービスに関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、利用者の費用と責任において、当該クレームまたは紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告するものとします。
3. 当社が、利用者による本サービスの利用に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、利用者の費用と責任において、当該クレームまたは紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告すると共に、当社が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償するものとします。
4. 当社は、本サービスの提供に際して、自己の故意または重過失により利用者に損害を与えた場合について、これを賠償するものとします。本規約における当社の各免責規定は、当社に故意または重過失が存する場合には適用しません。

5. 前項または法律の適用により当社が損害賠償義務を負う場合に、賠償すべき損害の範囲は、利用者に現実に発生した通常の損害に限る(逸失利益を含む特別の損害は含まない)ものとし、賠償すべき損害の額は、当該損害発生時まで利用者が当社に現実に支払った利用料金の直近1年間(契約期間が1年間に満たない場合は、当該契約期間)の総額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、瑕疵担保責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。
6. 前項に拘らず、当社が利用不能を把握した日時から起算して連続して24時間を超える利用不能に基づき、当社が利用者に対して損害賠償義務を負う場合、当社は、以下で算定する金額を、損害賠償として利用者に支払うものとします。
【中断が生じた月における利用料金×{(当月における中断時間(※)-24時間)÷(24時間×当月の日数)}】
(※)中断時間は、分単位は全て足切りして1時間単位で算定します。
7. 天災地変やネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかった場合は、当社は利用者に対して一切その責を負わないものとします。
8. 当社は、本サービスの適正な運営及び管理を行うため、必要に応じ本サービスの全部または一部の業務を当社の責任において第三者に再委託できるものとします。その際は、本規約上で当社が負う義務と同等の義務を再委託先にも負わせるものとします。
9. 当社は、本サービスの適正な運営及び管理のために必要な全ての権限を有するものとします。

第15条(当社からの利用の停止、契約の解除)

1. 当社は、利用者又は対価支払者が次のいずれかに該当する場合には、事前の催告を要することなく即時に契約を解除することができるものとし、本サービスにより生じる料金等について、利用者及び対価支払者は当然に期限の利益を喪失するものとします。
 - 契約において、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - 支払期日を経過し、当社の同意を得ずして料金等を支払わない場合
 - 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払停止状態に至った場合
 - 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立等があった場合
 - 経営主体もしくは資本構成に大幅な変更を生じたことにより当社の円滑な業務運営に支障をきたし、またはそのおそれのある場合

- 本規約、または別途に定める契約等における義務に違反した場合
 - 契約を継続しがたい法令違反ならびに公序良俗違反があった場合
 - 利用者の本サービスの利用に関連して当社の信用もしくは名誉を毀損し、またはそのおそれのある場合
 - 利用者の本サービスの利用方法が本サービスの趣旨から外れていると当社が判断する事由があり、かつ利用者が相当期間を定めたくえでの是正催告に応じない場合
 - その他、契約が継続しがたいと認められる場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合は、あらかじめその理由、利用の停止日及び期間または利用の停止の解除条件を利用者に通知します。但し、緊急時等のやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 本条の規定は、本サービスに基づく全ての契約に効力を有するものとします。

第 16 条(利用者の責任)

利用者は、本規約違反または第 15 条(当社からの利用の停止、契約の解除)1項各号の事由に該当することにより当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。また、これらの事由により第三者との間でトラブルが発生した場合には、利用者の費用と責任で解決するものとし、当社は一切、損害賠償責任を負わないものとします。

第 17 条(本規約の変更)

1 当社は、本規約の記載内容に修正、変更、追加もしくは疑義が生じた場合、本サービス上に掲示、あるいは当社が適当と判断する方法で利用者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。但し、当該変更前に成立した本サービスの契約期間内は、当該変更前の規約が引き続き利用者と当社との間で適用されるものとします。

2 当社が第1項の修正、変更等を行う場合には、利用者は第13条の定めに関わらず、契約の全部又は一部を解除することができる。

第 18 条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者及び当社は、相手方に対して次に定める事項を表明し、保証するものとします。

- 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体、その他の反社会的団体または勢力)ではないこと
 - 反社会的勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
 - 反社会的勢力に資金提供を行わないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
 - 反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉等の毀損、業務妨害、不当要求行為、またはこれに準ずる行為をしないこと
 - 役職員が反社会的勢力の構成員ではないこと
2. 利用者及び当社は、前項各号の定めに対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならないものとします。
 3. 相手方が本条第1項各号に違反した場合または違反していると合理的に判断できる場合、利用者及び当社は催告を要することなく、直ちに本サービス及び別途相手方と締結している契約の全部または一部を解約できるものとします。
 4. 前項で定める解約に伴い損害が発生した場合は、相手方に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第 19 条(有効期間)

本規約の有効期間は、本申込書記載の申込日付から、本サービス提供期間の終了日から 3 ヶ月を経過した時までとします。

第 20 条(協議事項)

利用者及び当社は、本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、互いに誠意をもって協議し解決するものとします。

第 21 条(合意管轄)

本規約及び契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

第 22 条(準拠法)

本規約の成立、解釈及び適用については、日本法を準拠法とします。

付則

本規約は、2020年4月1日から有効となります。